四　施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五　木質バイオマスのうち、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成二十四年六月十八日）」に準拠して分別管理が行われたことが確認されないものについては、建設資材廃棄物とみなす。

六　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

附　則

（補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格）

1　補助金（地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金、新エネルギー事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金に限る。以下この項において同じ。）の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備（附則第三項に規定する特例太陽光発電設備を除く。）に係る調達価格は、本則の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

A－C・（B×Y）

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A　本則の表の中欄に掲げる調達価格

B　当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の一年当たりの発電見込量

C　補助金の交付額

Y　本則の表の下欄に掲げる調達期間

（法の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間）

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行の日（平成二十四年七月一日）前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（次項に規定する特例太陽光発電設備を除く。）に係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則の表の下欄に掲げる期間から、発電開始日（試運転を終えた後に再生可能エネルギー電気の発電を開始した日をいう。）から同法の施行の日（平成二十四年七月一日）までの期間に相当する期間を除いた期間とする。

（特例太陽光発電設備に係る調達価格等）

3　法附則第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備（以下「特例太陽光発電設備」という。）であって、平成二十三年三月三十一日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の買取りを一般電気事業者に申し込んだものに係る同法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項の特例太陽光価格及び同法第三条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間（以下「特例太陽光調達期間」という。）は、本則の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一	住宅用太陽光発電設備（太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満であり、かつ、低圧で受電している施設等に設置されているものをいう。以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）	四十八円	十年間
二	住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十九円	十年間
三	住宅用太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）	二十四円	十年間
四	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十円	十年間

備考

一　中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

二　下欄に掲げる調達期間は、特例太陽光発電設備により発電された電気の買取りが開始された日を起算日とする。

三　自家発設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

4　特例太陽光発電設備であって、平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の買取りを一般電気事業者に申し込んだものに係る特例太陽光価格及び特例太陽光調達期間は、本則の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。

	設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一	住宅用太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）	四十二円	十年間
二	住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十四円	十年間
三	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金（新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受けて設置されたもの又は平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までの間に新たに設置されたことが確認されないものをいう。以下同じ。）ではないもの（次号に掲げるものを除く。）	四十円	十年間